

「礼金は有効」との京都地裁判決！

2008年10月1日（水） 京都新聞・朝刊

賃貸住宅契約

「礼金は有効」

京都地裁判決

賃貸住宅の契約時に支払った礼金は「一方的に強要された根拠のない金銭で消費者契約法違反」として、京都市下京区の賃貸マンションの元住人が家主に十八万円の返還を求めた訴訟の控訴審判決が三十日、京都地裁であり、吉川慎一裁判長は「消費者の利益を一方的に害しているとは言えない」として棄却した。家主側の代理人弁護士によると、礼金を支払う契約が有効か無効かを正面から問う訴訟で、地裁段階の司法判断は初めてという。吉川裁判長は礼金について「賃料の前払いの性質がある」と判断して、「消費者の義務を加重する契約に当たるが、あらかじめ契約書に明記しており、不当な利益とは言えない」と結論付けた。

記事によると、今回の判決では「礼金が消費者契約法違反か？」について「礼金は有効」と判断されました



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業
学生ハウジング 3215.CO.JP